報告３号

議案第５８号

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年３月９日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第14条の７の２第１項中「（以下「へき地学校等」という。）」を削り、同条第３項を削り、同条第４項を同条第３項とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条の７の２の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（へき地手当の内払）

２　この条例による改正前の長野市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和７年４月１日以後の分として学校職員に支払われたへき地手当は、改正後の給与条例の規定によるへき地手当の内払とみなす。

議案第５８号

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例~~（案）~~要綱

教育委員会事務局学校教育課

事　　項	説　　明
１　改正の理由	長野県学校職員の給与が改定されるため、この条例で定める長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）についても同様に措置することに伴い、改正するもの
２　改正の内容	(1) へき地手当及び地域手当のいずれも支給対象となる学校職員について、地域手当の額の限度においてへき地手当を支給しないものとする規定を除く（第14条の７の２関係）。 (2) その他条文を整備する。
３　施行期日等	公布の日から施行する。
４　審議状況	(1) 法規審査委員会の決定　　２月２６日 (2) 庁　議　の　決　定　　月　　日

長野市立学校職員の給与に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号	○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号
（へき地手当） 第14条の７の２　へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校及びこれに準ずる学校として教育委員会が指定する学校に勤務する学校職員に対して支給する。	（へき地手当） 第14条の７の２　へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校及びこれに準ずる学校として教育委員会が指定する学校（以下「へき地学校等」という。）に勤務する学校職員に対して支給する。
２　略	２　略
（削除）	３　へき地学校等が、地域手当が支給される地域に所在する場合における当該へき地学校等に勤務する学校職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当を支給しない。
３　略	４　略